

仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例

平成三十年三月十四日

仙台市条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第二条 法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域において、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）が連続する場合におけるその期間の末日の正午から次に休日等が連続する場合におけるその期間の初日の正午までの間は、これを実施してはならない。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。